基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

⑴　製造業者の名称等

ア・イ　（略）

⑵　（略）

（チラシ等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第１号の事項を当該チラシ等に、第２号及び第３号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

⑴　販売業者の名称、住所及び電話番号

⑵　品名等

ア　眼鏡用レンズにあつては、

ア）　品名（製造業者の名称、商標、モデル名（品番））

イ）～エ）　（略）

イ　眼鏡用フレームにあつては、

ア）　品名（製造業者の名称、商標、モデル名（品番））

イ）・ウ）　（略）

⑶　（略）

（一般社団法人日本メガネ協会）

第13条　この規約の実施機関は、一般社団法人日本メガネ協会（以下「日本メガネ協会」という。）とする。

（日本メガネ協会の事業）

第14条　日本メガネ協会は、この規約の目的を達成するために次の事業を行う。

⑴～⑽　（略）

（違反に対する調査）

第15条　日本メガネ協会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

条に基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

⑴　製造業者の氏名等

ア・イ　（略）

⑵　（略）

（チラシ等における必要表示事項）

第７条　販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第１号の事項を当該チラシ等に、第２号及び第４号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。

⑴　販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

⑵　品名等

ア　眼鏡用レンズにあつては、

ア）　品名（製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名（品番））

イ）～エ）　（略）

イ　眼鏡用フレームにあつては、

ア）　品名（製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名（品番））

イ）・ウ）　（略）

⑶　（略）

（眼鏡公正取引協議会）

第13条　この規約の目的を達成するために、眼鏡公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもつて構成する。

（公正取引協議会の事業）

第14条　公正取引協議会は、次の事業を行う。

⑴～⑽　（略）

（違反に対する調査）

第15条　公正取引協議会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

２　事業者は、前項の規定に基づく日本メガネ協会の調査に協力しなければならない。

３　日本メガネ協会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第16条　日本メガネ協会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

２　日本メガネ協会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　日本メガネ協会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第17条　日本メガネ協会は、第15条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、日本メガネ協会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

３　日本メガネ協会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

２　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

３　公正取引協議会は、第１項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

（違反に対する措置）

第16条　公正取引協議会は、第４条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。

２　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従つていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。

（違反に対する決定）

第17条　公正取引協議会は、第15条第３項又は前条第２項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

２　前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもつて異議の申立てをすることができる。

３　公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。